

令和2年5月10日

保護者様

小野町教育委員会教育長 西牧 裕司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた 小・中学校の段階的な学校再開のお知らせ

新緑の候、保護者の皆様には、ご健勝にてお過ごしのことと存じます。また、日頃より本町教育行政に対しまして深いご理解とご協力をいただいておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対応による緊急事態宣言が全国へと拡大され、小野町教育委員会においても国・県などの同感染症対応に係る基本方針及び要請等を踏まえ、4月21日から5月6日までの期間、さらには、5月6日以降についても、福島県教育委員会による臨時休業の延長要請並びに大型連休中の県内外の感染状況等を踏まえ、町内小・中学校の臨時休業の期間を当面の間延長させていただいているところであります。

この間、子どもたちは、全国的な「不要不急による外出自粛」等の取組等のなかで、臨時休業中であっても日々、不自由な生活を余儀なくされています。ご家庭によっては、家庭学習のあり方やお手伝いの分担など、保護者とお子さんが共に創意工夫を重ねながら健全な家庭生活が送れるように努めておられるのではないかと考えます。しかし、児童生徒の健やかな学びと心身の健康等を維持・増進するためには、同年代の子ども達との日々の関わりや規律ある生活のなかで切磋琢磨していく経験が何よりも大切であると考えます。このような観点から、小野町教育委員会では、緊急事態宣言中であっても可能な範囲で児童生徒の学びの保障を確保するため、下記により段階的に学校を再開することとしましたので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 段階的な学校再開の趣旨 新型コロナウイルス感染症対応の基本方針及び通知並びに文部科学省から示された児童生徒の学びの保障と心身の健康を踏まえた学校再開へ向けての取組等に関する通知等を踏まえ、国・県よりの緊急事態宣言措置解除後における学校の通常再開へ向けて段階的に学校再開を行うことにより、本町の児童生徒の健やかな学びと心身の健康を守るため。
- 2 段階的な学校再開日 **令和2年5月18日(月) ～ 5月29日(金)**
※県知事からの学校の休業要請解除後、1週間以内に通常再開を予定
- 3 その他
(1) 小・中学校の段階的な学校再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症対応の方針を踏まえ、「密閉・密集・密接」を避ける十分な距離の確保や換気、手洗い・うがい、マスクの着用、及び各教

室・手洗い場等の定期的な消毒など、その感染拡大予防に万全を期すよう指導してまいります。

(2) 「密集・密接」を避けるため、**小学校では各学級児童の半数ずつの交互登校、中学校では受験を控える3学年及び1・2学年交互での登校**を進めてまいります。各学校より、学級の班分けや学年登校日などについての関係文書が発出されますので、登校するグループ分けや学年登校日などの詳しい内容については、同文書によりご確認ください。

(3) 段階的な学校再開後も、不要不急の外出を自粛するとともに、体温の測定やマスクの着用など児童生徒の健康・安全へ向けた取組みを可能な範囲で行ってくださるようお願いいたします。

なお、**登校前の検温により発熱が確認された場合や体調不良時には、無理に登校させず、各学校までご連絡をお願いいたします。**

(4) 車内消毒の徹底とともに、スクールバス利用児童生徒の班分け等を行うことで、隣席を空けて乗車できる工夫を行ってまいります。**乗車する際は、マスクを着用し、可能なかぎり空いている座席に座るようにお子さんにご家庭でもお話してください。**

◆ **朝のスクールバスは通常時間帯の運行**

◆ **帰りのスクールバスは小野町多目的研修集会施設14：50発**

(5) 段階的な学校再開の期間については、感染症対応の一環として**弁当持参による昼食**とし、学校給食の提供を当面のあいだ見合わせることにしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。